

この時期は、確定申告です。

この時期（現在、2月末！）、税金と関わる仕事をしている方にとっての最大の関心事と言っても過言ではないのが所得税の確定申告です。

一昔前の確定申告は、申告書を印刷して郵送したり、税務署に持ち込んだりと、大変でしたが、今ではパソコンでポチッと押すと申告され、最近ではスマートフォンでも申告できるとか。便利になった分、少しだけ寂しい気持ちにもなります。そして納税については、クレジットカードで出来るようになり、国も納税してもらう為に、色々考えていますね。

さて冒頭でわざわざ「所得税の」と書いたのには、理由があります。皆様は、現在、日本に何種類の税金があるか知っていますか。つい最近も新しい「税金」が出来ましたよね。税金は、国と県と市にそれぞれあり、聞きなれた税金から全く知らない税金まで合わせると、何と50種類近くあります。こんなに種類があるのですね。その中でも身近でかつあまり知られていないと思われるのが、「国民健康保険税」です。「え？国民健康保険料でしょ？」と思われる方もいらっしゃると思いますが、いえいえ2種類あるのです。両方とも制度自体に違いはありませんし、どちらが安い・高いという事ありません。では、何が違うかと言うと関連する法令が違うのです。例えば、保険料は国税徴収法、保険税は地方税法により扱われ、時効・差し押さえ優先順位・遡って請求できる権利に違いがあるのです。ちなみに、「保険税」の方が時効も長く、差し押さえ順位も高いのです。一度、ご自分が住まわれている市区町村はどっちかなど気に留めるのもいいかもしれません。

さて、話は所得税の確定申告に戻ります。皆様は日本で確定申告する方がどのくらいの人数いるかご存知ですか。

2018年に確定申告をした方は2,198万人で、その内の約半数以上が還付申告となっております。なぜ還付申告が多いのかといいますと、これは

推測ですが、医療費控除の申告や新たに住宅を購入した場合の申告が多いのかなと思います。

それでは反対に、確定申告で所得税を納税する人は、どんな種類の納税が多いのか調べてみますと、何と譲渡所得（土地・建物の売却、有価証券の売却等）で納税する割合が一番多く、個人事業主として所得税を納税する方は全体の19.3%となっております。

また、納税・還付を問わず、どのような種類の所得で確定申告をする人が多いのか調べてみますと、半数以上が給与所得の方となっております。

日本は起業する人が世界と比べると少ないという話を聞きますが、こうしたデータからもそれが分かっておもしろいですね。

最後に、こんな所得がある方は、確定申告が必要になる場合があるので、要注意です！

- ・ 古本屋、リサイクルショップ、ネットオークション、フリマアプリ等を利用して収入を得た場合

最近人気のフリマアプリ、利用されている方も多いですよね。これ、気になりませんか。実は、不用品として売った場合は、確定申告の必要はありませんが、例えば、「あ！これ安いじゃない。これを買って、〇〇に出品しよう」としたら、これは、所得税の申告が必要になりますし、また、ハンドメイドの作品をHPなどで販売した時も確定申告が必要になるので注意が必要です。

よく聞く話で、「給与以外の収入で20万円以下だから、所得税の確定申告は必要ない」と思われている方も多ですが、実はこれは所得税の話であり、住民税の申告は必要になります。住民税の申告ってあるの？と思われた方、実はあるのです。詳しくご説明したいのですが、紙面の都合上、あとは、担当者にご連絡下さい。

案外と意外な収入で確定申告が必要な場合もあるので、ご心配な方はご相談下さい。

（文責：関内本店 西 さおり）

